

**重要**

解体業者の皆さまへ

**台風第 19 号に伴う被災車両のエアバッグ類処理について**

令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した車両について、以下 1.の状態に該当する車両については 2.の内容に従い処理を行っていただくようお願い致します。ただし、1.の状態に該当しない車両については、通常通り適正に取外回収を行うようお願い致します。

**1. 通常の処理が困難な「車両の状態」**

- ① 対象車両のキャビン部分がほぼ原形をとどめていない。
- ② ドアが特殊工具・重機等を用いなければ開閉できない。
- ③ エアバッグ類の装備部位に損傷・変形等がある。
- ④ 車室内に瓦礫・草木等の燃焼物が大量に堆積している。

上記に該当せず、また冠水しておらず通常の処理が可能な「車両の状態」にあり、車上作動処理作業を実施したものの作動しなかったエアバッグ類については、従来通り取外回収を行ってください。（「4. 取外回収を行う場合の留意点」参照）

**2. 上記「車両の状態」にある車両のエアバッグ類の処理方法**

- ① 重機等適切な機材を用いてエアバッグ類の取外回収を実施<sup>\*1</sup>。
- ② 重機等適切な機材を保有していない場合は、それら機材を保有する解体業者に車両を引き渡し<sup>\*2</sup>、引渡先の解体業者において重機等適切な機材を用いてエアバッグ類の取外回収を実施。

※1 通常の処理が困難な車両の処理方法については、経済産業省・環境省から関係自治体に対し令和元年台風第 19 号に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の円滑な引取りについての協力要請が実施されております。

※2 当該車両の移動報告を行う際は、〔解体工程〕引取報告画面において〔エアバッグ類処理対象選択〕で「次業者処理」を選択してください。

**3. エアバッグ類の処理を実施する場合の「作業上の注意」**

- ① 作業開始時からマスクを着用すること（通常時は換気時のみ着用）。
- ② 作業終了後は手洗い・うがいを実施すること。

**4. 取外回収を行う場合の留意点**

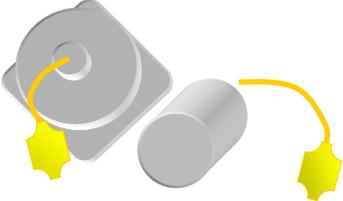
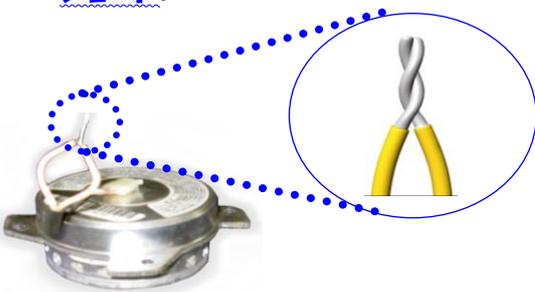
エアバッグ類の取外回収を行う場合、引取基準に合致した状態で引き渡していただく<sup>※</sup>必要があります。

ただし、車両状況や錆等によりインフレーター等の状態まで分解できない場合は、運搬・引取時の安全確保等のため次ページの手順で引き渡ししてください。

※ 運転席用機械式エアバッグについては運搬時の衝撃による誤作動を防止する目的から、ボルトの空転等によりナットが外せない場合でもドリルやホールカッター等を使用して必ずインフレータの状態にし、専用回収容器に収納してください。

- ※ インフレーター等の状態に分解することが容易であるにもかかわらずモジュールの状態等不適切な引渡しが行われた場合、指定引取場所での引取拒否や管轄の自治体への通報を行う場合があります。
- ※ 引取基準の詳細は「エアバッグ類 適正処理情報」等でご確認ください。

**〔インフレーター等の状態にまで分解できない場合の引渡手順〕**

<p><b>① 可能な限りインフレーター等の状態にする！</b></p> 	<p><b>② 電気式インフレーター等のハーネスはショート！</b></p> 
<p><b>③ 通常通り、車両 1 台分を回収袋に収納する！</b></p> 	<p><b>④ インフレーター等に分解できたものと分解が困難なものは、回収ケースを分けて車両ごとに収納！</b></p> 

※ 上記以外で引取基準に合致させることが困難な事象が発生した場合は、自再協までご連絡ください。

5. その他

- 本資料に記載のエアバッグ類処理方法は「令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した車両」に限定した内容です。その他の車両については通常通り作業を行ってください。

**万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください。**

自動車再資源化協力機構（業務部）  
 TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org